

【南砺市内の事業実施例】

「八日町通り人ととのうるおいのあるまちづくり協定」(H17.2.10協定)

□協定区域 南砺市八日町通り周辺

□協定者数 44/57人 協定締結時(H22年度末 協定率は100%)

□協定内容 ①協定者は、協定地域内の景観が良好に保たれるよう、建築物の維持管理に努めるものとする。

②協定者は、建築物内の敷地内の緑化及び既存の樹木等の維持管理に努めるものとする。

③協定者は、協定の区域内の美化(清掃活動、花植え活動)に努めるものとする。

④協定者は、建築物の新築、増築又は改築を行う場合には、位置、形態及び色彩について、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする

ア. 建築物は街並みと調和のとれたまとまりのあるデザインとすること。

なお、建築物の屋根は勾配のあるものとし黒又はグレー系の日本瓦とすること

イ. 建築物の外壁の色彩は、けばけばしいものは避け、出来るだけ黒又は茶系統又は白色とする。

ウ. 木製のドアや引き戸の活用をすること。

エ. 看板は木製のものとし、木彫りの表札を設置すること。

オ. 協定者は街路灯、案内板、看板等の整備に協力するものとする。

⑤協定者は、歩行者や住民の交流及び利便性が良好に保たれるよう努める。

□協定に基づき実施された事業(H22年度末現在)

外装修景整備 12件

室外機目隠し 2箇所

すずらん灯木製看板 29箇所

木製看板 11基



「いなみ上新町歩いて楽しめるまちづくり協定」(H18.2.15協定)

□協定区域 南砺市上新町通り周辺

41/51人

①協定者は、協定地域内の景観が良好に保たれるよう、建築物の維持管理に努めるものとする。

②協定者は、建築物内の敷地内の緑化及び既存の樹木等の維持管理に努めるものとする。

③協定者は、協定の区域内の美化(清掃活動、花植え活動)に努めるものとする。

④協定者は、建築物の新築、増築又は改築を行う場合には、位置、形態及び色彩について、次の各号に定める基準に適合するよう努めるものとする

ア. 建築物は街並みと調和のとれたまとまりのあるデザインとすること。

なお、建築物の屋根は勾配のあるものとし黒又はグレー系の日本瓦とすること

イ. 建築物の外壁の色彩は、けばけばしいものは避け、出来るだけ黒又は茶系統又は白色とする。

ウ. 看板はできるだけ木製のものとし、木彫りの表札を設置すること。

エ. 協定者は街路灯、暖簾、案内板、看板等の整備に協力するものとする。

⑤協定者は、歩行者や住民の交流及び利便性が良好に保たれるよう努める。

□協定に基づき実施された事業(H22年度末現在)

外装修景整備 10件

室外機目隠し 13箇所

大暖簾 32枚

街路灯木彫看板 11枚



住み慣れた町
みんなの手で、もっと魅力ある
街づくりを進めてみませんか

南砺市 景観づくり事業

市では、商店街、住宅団地、町内会、農村集落等の地域において、地域の歴史、風土、特性を生かし住民自らの景観づくり活動に対し、推進と支援を図るため南砺市景観づくり事業補助金要綱による助成制度を設けています。



八日町通り

上新町通り

南砺市 都市計画課 計画係

南砺市荒木1550

TEL 0763-23-2022

FAX 0763-52-6385

補助事業	補助対象経費	補助対象経費の内容	補助率	補助金の限度額	摘要	
景観づくり住民協定等推進事業	景観づくり住民協定締結等事業	富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号。以下「条例」という。)第13条の規定による景観づくり住民協定の締結及びその運営のために行う事業又は市長が別に定める基準に適合すると認める区域が景観づくり住民協定に準ずると市長が認める計画等の作成を目的とする活動に要する経費	住民協定の締結及び運営等のために行う次の事業に要する経費 ア. 会議の開催 イ. 講演会又は研修会の開催 ウ. 刊行物、パンフレット等の作成 エ. 意識調査、先進地調査等 オ. その他市長が適当と認めたもの	1/2 (ただし、県補助金交付の適用の場合、2/3を上限とする。)	1協定当たり、1年につき200,000円 (ただし、県補助金交付適用の場合、400,000円)	1協定につき、2年を限度とする。
景観づくり住民協定等推進事業	条例第13条の規定による景観づくり住民協定が締結され、富山県知事に届け出た区域の住民が当該協定に基づき行う事業又は景観づくり住民協定に準ずると市長が認める計画等に基づき住民が行う事業に要する経費	協定地区等で地域住民が修景のために行う次の事業に要する経費 ア. 緑地、ポケットパーク、通路等の整備 イ. 街路灯、案内板、ストリートファニチャー等の設置 ウ. 生け垣、花壇等の外構整備 エ. 建築物、工作物の外部仕上げの整備 オ. その他市長が適当と認めるもの	1協定当たり、1年につき2,000,000円 (ただし、県補助金交付適用の場合、4,000,000円)			

※平成23年度より、知事に届け出がない区域に対しても補助できるよう要件を緩和

- ア. 町内会・自治会等の役員の同意があり景観づくり事業に取り組もうとする区域
- イ. 散居景観保全・活用に関する住民協定又は、農地・水・環境保全事業に取り組まれている区域において、景観づくり事業に取り組もうとする区域
- ウ. その他市長が適当と認めた区域

◎ 県補助金交付適用の場合

富山県景観条例第13条の規定による景観づくり住民協定が締結され、知事に届け出た区域において行う景観づくり事業に対して適用されます。

「景観づくり協定」とは、自治会、町内会、商店街などの一定の区域を単位として、建築物の形態、意匠、色彩又は区域の緑化や美化等の景観づくりのルールについて地域住民自らが締結する協定。

住民協定の届け出の要件は、

(1)協定に掲げる事項

- ア. 協定の名称、目的及びその対象となる区域の範囲に関する事項
- イ. 建築物等(建築物及び第2条に規定する工作物をいう。以下同じ)の位置、形態、意匠、色彩若しくは素材又は当該区域の緑化等に関する事項
- ウ. 協定の有効期限に関する事項(5年以上であること)
- エ. 協定の変更及び廃止に関する事項
- オ. その他景観づくりに関し必要な事項

(2)規模要件

- ア. 面積が概ね1ヘクタール以上
- イ. 道路沿いの区域においては、当該道路沿いに、長さ概ね100m以上
- ウ. 町内会、自治会等の地域の自治組織を構成する区域を住民協定の区域とする場合においては、当該町内会等の区域と同一の規模

(3)当該協定の区域内において建築物を所有し、又は権原に基づき占有する者の3分の2以上の合意又は20名以上の合意があること

景観づくり住民協定締結等事業

補助対象	事例
ア. 会議の開催	住民協定締結に向けた準備会の開催 住民協定締結後、協定に基づく事業に係る計画会議の開催 (会場使用料、資料の印刷製本費、その他開催に必要な事務費等)
イ. 講演会又は研修会の開催	景観に係る専門家を招いての講演会の開催 住民協定に関する先進事例についての研修会の開催 (講師の報償費、旅費、会場使用料、その他開催に必要な事務費)
ウ. 刊行物、パンフレット等の作成	住民協定の内容、今後の計画等が記載された刊行物の作成 住民協定の概要が記載されたパンフレット又はちらしの作成
エ. 意識調査、先進地調査等	住民協定を締結しようとする地区的住民等に対する意識調査の実施 (アンケート資料等の印刷製本費、その他調査に必要な事務費) 既に住民協定が締結されている地区への調査の実施 (旅費、会場使用料、その他調査に必要な事務費)

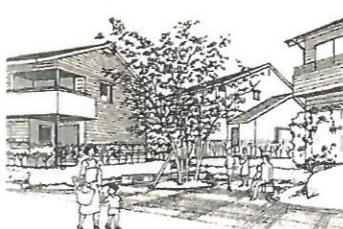
景観づくり住民協定等推進事業

補助対象	事例
ア. 緑地、ポケットパーク、通路等の整備	遊休地等の緑地、ポケットパークを整備 通路を町並みに調和した素材等を活用して整備
イ. 街路灯、案内板、ストリートファニチャー等の設置	形態や色彩をそろえて街路灯を設置 町並みに調和した素材を活用した案内板の設置 町並みに調和した素材等を活用したストリートファニチャー(ベンチ等)を設置
ウ. 生け垣、花壇等の外構整備	個人住宅前に生け垣を整備 道路から見える箇所に低木等を植栽した花壇を整備
エ. 建築物、工作物の外部仕上げの整備	建築物の外壁の素材、色彩等を統一して整備 工作物の覆い

※・締結された住民協定の内容に盛り込まれている修景事業

・修景事業は、周辺の景観に調和したものであり、かつ、まとまりのある整備であること
継続的に実施するよう計画されている場合以外、住宅一軒のみの生け垣整備は補助対象とはしない。

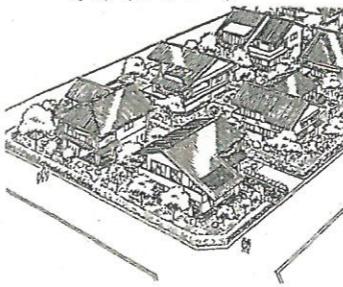
・個人住宅前の花壇や生け垣等外構、個人住宅の壁面等外部仕上げについては、個人財産であるが地域の景観づくりの重要な要素であるため、修景に限り補助対象としています。ただし、維持管理は補助対象とはしない。(生垣の場合は、新たに生け垣を植える場合のみ補助対象とし、生垣の剪定等維持管理に係るものについては補助対象とはしない。)



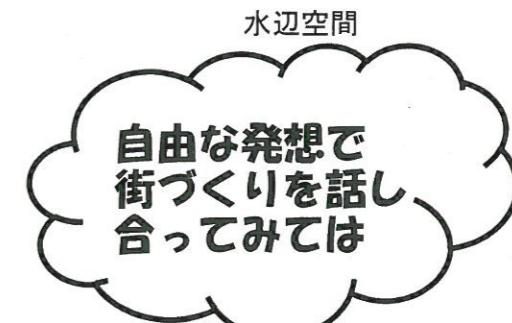
ポケットパーク



水辺空間



団地の緑化



自由な発想で
街づくりを話し
合ってみては